

## 鳥取県告示第594号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成22年10月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社日本環境システム 代表取締役 古川 久義  
鳥取市千代水四丁目40
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
鳥取市千代水四丁目40
- 3 一般廃棄物処理施設の種類  
焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の2に掲げるもの）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）・陶磁器くず及びがれき類（以上3品目については、それ以外の処理する一般廃棄物との混合に限る。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず並びに感染性一般廃棄物  
（以上14品目。いずれも感染性一般廃棄物以外の特別管理一般廃棄物及び石綿含有一般廃棄物であるものを除く。）
- 5 申請年月日  
平成21年8月26日
- 6 縦覧に供する書類  
申請書及び生活環境影響調査結果書
- 7 縦覧に供する場所  
（1）鳥取県東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（鳥取市立川町六丁目176）  
（2）鳥取市環境下水道部生活環境課（鳥取市尚徳町116）
- 8 縦覧に供する期間  
平成22年10月8日から同年11月8日まで
- 9 意見書の提出等  
（1）意見書の提出  
当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、鳥取県東部総合事務所長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。  
（2）意見書への記載事項  
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに、意見を述べる者の氏名及び住所並びに対象事業の名称を日本語により記載すること。  
（3）意見書の形式及び媒体  
意見書の形式及び媒体は問わない。  
（4）意見書の提出期限  
平成22年11月22日  
（5）意見書の提出先  
鳥取市立川町六丁目176  
鳥取県東部総合事務所生活環境局環境・循環推進課